

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	四国化成ホールディングス株式会社
【英訳名】	SHIKOKU KASEI HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 邊 充 範
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県丸亀市土器町東八丁目537番地 1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 渡邊充範は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが化学製品と建材製品の製造・販売を行っていることを踏まえ、次のように判断しました。主として製造活動のみを行っている子会社については、一連の製造活動における売上原価が財務報告に重要な影響を及ぼす場合があると考えられます。このため、事業の中核である生産及び販売活動の規模を示す指標として、売上高と売上原価を用いることが適切であると判断しました。また、全社的な内部統制が良好であることを踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高（連結会社間取引消去後）及び連結売上原価（連結会社間取引消去後）各々の金額が高い拠点から合算していき、おおむね2 / 3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、化学製品と建材製品の製造及び販売を主な事業とする当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、棚卸資産、売上原価及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税効果プロセス、棚卸資産評価プロセス及び固定資産減損プロセス等を、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、為替予約プロセスを評価対象としました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。